

## 東成区役所における随意契約(特名随意契約)結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 区内中学校の災害時避難所運営にかかる支援事業(玉津中学校、本庄中学校及び東陽中学校)業務委託	その他	株式会社 都市空間研究所	1,545,170	令和5年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	—
2	令和5年度 区内中学校の災害時避難所運営にかかる支援事業(相生中学校)業務委託	その他	株式会社 都市空間研究所	2,366,760	令和5年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	—

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 区内中学校の災害時避難所運営にかかる支援事業（玉津中学校、本庄中学校及び東陽中学校）業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 都市空間研究所

### 3 随意契約理由

本事業の目的は、円滑な災害時避難所の運営能力及び自主防災組織の組織・機能の強化を図り、これをもって東成区全体の地域防災力の向上に資することである。この目的を達成する手法に一般的な統一規格がなく、民間事業者の発想力、技術力等により大きく成果が変わることから価格のみの競争に適さないため、企画提案などから総合的に評価を行う公募型プロポーザルによる選定方法を採用した。事業者選定にあたり、選定会議で参加申請事業者から提出のあった企画提案書等を選定基準に基づき審査した結果、株式会社都市空間研究所が提出した企画内容の評価点が他の事業者の評価点を上回っており、また、結果を踏まえ内容を検討したところ、適切に本業務を履行できると判断したため上記事業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

東成区役所 市民協働課（電話番号 06-6977-9042）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 区内中学校の災害時避難所運営にかかる支援事業（相生中学校）  
業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 都市空間研究所

### 3 随意契約理由

本事業の目的は、円滑な災害時避難所の運営能力及び自主防災組織の組織・機能の強化を図り、これをもって東成区全体の地域防災力の向上に資することである。この目的を達成する手法に一般的な統一規格がなく、民間事業者の発想力、技術力等により大きく成果が変わることから価格のみの競争に適さないため、企画提案などから総合的に評価を行う公募型プロポーザルによる選定方法を採用した。事業者選定にあたり、選定会議で参加申請事業者から提出のあった企画提案書等を選定基準に基づき審査した結果、株式会社都市空間研究所が提出した企画内容の評価点が他の事業者の評価点を上回っており、また、結果を踏まえ内容を検討したところ、適切に本業務を履行できると判断したため上記事業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

東成区役所 市民協働課（電話番号 06-6977-9042）